



令和4年10月から

雇用保険料率の変更のご案内

～労働者負担分も変更になります～

- 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。
- 令和4年4月から事業主負担分が「0.5/1000」引き上げになっています。
- 令和4年10月から事業主負担がさらに「2/1000」引き上げになります。
- **令和4年10月から労働者負担分が「2/1000」引き上げになります。**
給与から控除する雇用保険料も変更になりますので、ご注意ください。
- 具体的な料率は、以下の表をご確認ください。

● 令和4年10月1日～令和5年3月31日の雇用保険料率

事業者の種類	負担者	①労働者負担分	②事業主負担			①+② 雇用保険料
		失業給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ		失業給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業 ※		6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業		6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

千葉労働局

総務部労働保険徴収課

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1
千葉第二地方合同庁舎2階
TEL 043-221-4317(代表)